

消防用自動車、救急用自動車及び道路維持作業用自動車の届出に関する事務
処理要領について（例規）

〔最終改正 平成23.3.22 例規務第6号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

みだしのことについて、下記のように定め、昭和54年4月1日から実施することとしたから、
運用上誤りのないようにされたい。

なお、緊急自動車等の使用届出に関する事務処理要領について（昭54.1.10：4京規制第25
号）の一般通達は、廃止する。

記

1 趣旨

この例規通達は、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項及び第14条の2
第1号の規定に基づく消防用自動車、救急用自動車及び道路維持作業用自動車（以下「緊急自
動車等」という。）の届出に関する事務の適正化を図るため、京都府道路交通規則（昭和35年
京都府公安委員会規則第13号）第6条の2及び第6条の4の規定に基づく緊急自動車使用届出
書及び道路維持作業用自動車使用届出書（以下「届出書」という。）の受理並びに緊急自動車
届出確認書及び道路維持作業用自動車届出確認書（以下「届出確認書」という。）の交付等につ
いて必要な事項を定めるものとする。

2 即日処理の原則

届出書の受理及び届出確認書の交付事務は、即日処理を原則とする。

3 届出書の受理等

警察署長（以下「署長」という。）は、次に掲げるところにより、届出書の受理等の事務を
行うものとする。

(1) 届出書の受理等

ア 届出に係わる自動車ごとに届出書（車両番号の欄を除き、所定の事項を記載したもの）
の提出を受け、記載内容に誤りのないことを確認のうえ、これを仮に受理すること。

イ 届出書を仮に受理したときは、別記様式第1の届出書の仮受理通知書（以下「仮受理通
知書」という。）を届出者に交付すること。

ウ 仮受理通知書の交付に際しては、届出者に対し、運輸支局（軽自動車にあつては、軽自
動車検査協会）に当該仮受理通知書を提出して新規検査を受け、自動車登録番号（軽自動
車にあつては、車両番号。以下同じ。）の指定を受けた後、速やかに提出した届出書に当
該自動車登録番号を記載するよう教示すること。

エ 仮に受理した届出書に自動車登録番号の記入を受けたときは、当該自動車の車体検査証
又はその写しの提示を求め、記載内容に誤りのないことを確認してから届出書を正式に受
理すること。

(2) 届出確認書の交付

届出書を受理したときは、届出確認書を作成して届出者に交付すること。

なお、届出確認書の作成は、次によること。

ア 交付番号欄には、京都府警察文書規程（平成13年京都府警察本部訓令第29号）別表第4

に掲げる所属の略名及び自動車の種別の記号（消防用自動車についてはA、救急用自動車についてはB、道路維持作業用自動車についてはC）を冠し、受理順に自動車の種別ごとの一連番号を記入すること。

イ 使用者の氏名については、届出に係る自動車を国・地方公共団体又は法人が使用するものであるときは、代表者等の役職名のみを記載すること。

(3) 届出受理台帳の備付け

ア 緊急自動車等の種別ごとに、別記様式第2の緊急自動車等届出受理台帳（以下「届出受理台帳」という。）を備え付け、届出を受理した都度、所定の事項を記載しておくこと。

イ 届出受理台帳の記載、整理に当たっては、次の事項に留意すること。

(ア) 届出受理台帳の番号は、届出確認書の交付番号と同一とすること。

(イ) 届出確認書の返納（届出事項変更の場合を含む。）を受けたときは、その記載事項の削除、返納理由の記載等届出受理台帳の必要な整理を行つた後、その届出確認書を焼却すること。

(4) 留意事項

ア 届出は、受理によつて直ちに法的効力を生ずるものであるから、指定書の交付により法的効力を生ずる道路交通法施行令第13条第1号の3及び第14条の2第2号に規定するものと混同しないよう留意すること。

イ 届出に係る緊急自動車等は、特定の者が特定の業務に使用するため必要な特別の構造又は装置を有するものに限られるので、疑義のある場合は、交通規制課長に照会のうえ処理すること。

4 変更届の受理

(1) 署長は、次に掲げるところにより、届出事項の変更に係る届出（以下「変更届」という。ただし、警察署の管轄区域を異にする「使用の本拠の位置」の変更に係るものを除く。）の受理及び届出確認書の交付を行うものとする。

ア 変更届は、届出書の用紙で受理すること。

イ 届出書の右肩欄外に「届出事項変更」と朱書し、変更に係る届出事項の新旧内容を記載した届出書の提出を受けること。

ウ 車体検査証等の提示を受けて変更に係る事項を確認するとともに、変更前の届出確認書の返納を受けたうえ、新たに届出確認書を作成して交付すること。この場合の交付番号は、返納を受けた届出確認書と同一のものとする。

エ 変更届を受理したときは、その変更内容等を届出受理台帳に簡記しておくこと。

(2) 変更届が警察署の管轄区域を異にする「使用の本拠の位置」の変更に係るものである場合は、次に掲げるところによるものとする。

ア 変更届は、当該自動車の使用の本拠の位置を新たに管轄することとなる署長が受理すること。

イ 変更届の受理及び届出確認書の交付は、前記(1)の要領によること。ただし、届出確認書の交付番号は、新たな番号とすること。

ウ 変更届を受理した署長は、変更前の届出書を受理している署長に、当該自動車の種別、使用者名等を通報し、届出受理台帳の整理を依頼すること。

5 届出確認書の再交付

署長は、届出確認書の亡失、滅失、汚損又は破損による再交付申請を受けたときは、届出受理台帳により、届出書を受理している自動車であることを確認のうえ、届出確認書を交付するものとする。この場合には、交付番号等は、従前のものと同一とし、右肩には再の表示をするとともに、届出受理台帳の備考欄には、再交付の旨を簡記しておくこと。

6 届出書及び届出確認書の用紙

- (1) 届出書及び届出確認書は、京都府道路交通規則に定める様式に基づき作成した備付けの用紙をそれぞれ用いるものとする。
- (2) 届出確認書の用紙には、京都府公安委員会の印影を印刷しているので、その取扱いについては、紛失等のないよう留意しなければならない。
- (3) 届出確認書の作成（届出事項の変更及び再交付の場合を含む。）に当たつて誤記を生じたときは、訂正することなく新たな用紙を用いて作成すること。この場合には、誤記の用紙は、確実に焼却するとともに、届出受理台帳の備考欄に誤記による処分枚数を記録しておくこと。

7 報告

署長は、届出書を受理したとき、又は届出確認書の返納（届出事項変更の場合を含む。）を受けたときは、その都度、当該届出書又は届出確認書の写しを添付して、交通規制課長経由で報告するものとする。この場合において、届出書の写しを送付するときは、その備考欄に届出確認書の交付番号を記載しておくものとする。

（様式省略）